

財団法人 一宮地場産業ファッションデザインセンター寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター（以下「センター」という。）という。

(事 務 所)

第2条 センターの事務所は、愛知県一宮市大和町馬引字南正亀4番地1に置く。

(目 的)

第3条 センターは、尾張西部地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上及び福祉の増大に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、地場産業に関して、次の事業を行う。

- 新製品又は新技術の開発、研究及び試作に関する事業
- デザイン又はシステム開発に関する事業
- 教育、研修及び実習に関する事業
- 調査及び情報処理・提供に関する事業
- 経営相談及び情報交換に関する事業
- 試験及び検査に関する事業
- 展示、消費者への製品普及・実演に関する事業
- 施設の共同利用に関する事業
- その他センターの目的を達成するため必要な事業

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された財産

設立後交付又は寄附を受けた財産

資産から生ずる収入

賛助会費

事業に伴う収入

その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものとする。

設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

基本財産とすることを指定して寄附された財産

理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 センターの事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その年度開始前に理事会の議決により定め、愛知県知事に報告する。当該事業計画及び収支予算の変更(軽微な変更は除く。)についても同様とする。

(収支計算)

第12条 センターの収支計算は、理事長が作成し、年度終了後2月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得、愛知県知事に報告する。

第 3 章 役員、評議員等

(役員の種別)

第13条 センターに、次の役員を置く。

理事 14人以上18人以内

監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。
- 3 理事のうち専務理事及び、常務理事各1人を定めることができる。

(役員の選任)

第14条 役員は、理事会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、センターを代表し業務を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長の指揮を受けて業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を行う。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、常務を処理する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、なおその業務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事の総数の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

心身の故障、その他の事由により職務の執行にたえられないと認められるとき。
職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められると

き。

(評議員)

第18条 センターに評議員を置く。

2 評議員の数は、20人以上30人以内とする。

(評議員の委嘱)

第19条 評議員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 評議員は、役員を兼ねることができない。

3 評議員には、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第20条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(名誉理事長、名誉顧問及び顧問)

第21条 センターに、名誉理事長、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉理事長、名誉顧問及び顧問は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 名誉理事長、名誉顧問及び顧問は、センターの目的達成に必要な重要事項について、理事長の相談に応ずる。

(賛助会員)

第22条 センターは、センターの事業の主旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、センターの資料・情報の提供を受け、施設を利用し、又は行事に参加することができる。

3 賛助会員は、賛助会費を納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(事務局)

第23条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長その他の必要な職員をもって構成する。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時、場所をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第27条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

(表 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別の定めがあるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面で表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事長は、緊急に必要な場合又は軽易な事項については、書面による表決を求めて理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議決事項)

第29条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

事業報告の承認

業務方法書その他諸規程の制定及び改廃

その他センターの運営に関する重要な事項

(議 事 録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

理事会の日時及び場所

理事の現在数

理事会に出席した理事の氏名（書面議決者及び表決委任者を含む。）

議決事項

議事の経過の概要及びその結果

- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちから選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

（監事の出席）

第31条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 評 議 員 会

（構成）

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選によりこれを定める。

（運営）

第33条 評議員会の運営については、第25条（同条第2項を除く。）第27条、第28条及び第30条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会の議決事項）

第34条 評議員会は、この寄附行為に別に定めがあるものを除くほか、理事長からの業務の執行に関する諮問事項を議決する。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第35条 この寄附行為の変更は、理事会において、理事の総数の5分の4以上の同意を得、かつ、愛知県知事の認可を得なければならない。

（解散）

第36条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、あら

はじめ評議員会に諮問し、その同意を得た後、理事会において、理事の総数の5分の4以上の同意を得、かつ、愛知県知事の許可があった場合に解散する。

(残余財産の処分)

第37条 センターが解散したときの残余財産は、愛知県に寄附するものとする。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第38条 この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 センターの設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。
- 2 センターの設立当初の名誉理事長、名誉顧問及び顧問は、第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 センターの設立年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 センターの設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和58年3月31日までとする。

附 則 (昭和57年11月30日理事会議決、昭和57年12月20日愛知県知事認可)
この寄附行為の変更は、愛知県知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和59年5月14日理事会議決、昭和59年6月12日愛知県知事認可)
この寄附行為の変更は、愛知県知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年2月23日理事会議決、平成17年3月10日愛知県知事認可)
この寄附行為の変更は、平成17年4月1日から施行する。